会　　議　　録

1　会議の名称　　令和５年第４回選挙管理委員会定例会

2　開催年月日　　令和５年４月６日（木）

3　開始・終了時刻　　午前10時00分～午前10時16分

4　開催場所　　一関市役所　選挙管理委員会室

5　出席委員氏名　　高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員

6　欠席委員氏名　　なし

7　説明者の職氏名　　選挙管理委員会事務局長　菅原　哲紀

8　出席職員職氏名　　選挙管理委員会事務局長　菅原　哲紀
選挙管理委員会事務局長補佐　鈴木　勝憲
選挙管理委員会事務局主任主事　佐藤　翼

9　付議事件　　○報告第１号　選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○報告第２号　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○議案第６号　一関市個人情報等保護管理規程の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第７号　選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第８号　在外選挙人名簿から抹消すべき者について

10　会議の公開又は非公開　　公開

11　傍聴人数　　０人

委員長　　　　開会

（報告第１号　選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について）
（報告第２号　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について）

事務局長　　　報告の朗読（２件を一括報告）

○　選挙人名簿の抄本につきましては、政治活動や世論調査、統計調査などを目的とした場合に閲覧できることが公職選挙法に規定されております。選挙人名簿の抄本の閲覧状況につきましては、公職選挙法第28条の４第７項により、少なくとも年１回公表するということで規定されております。公表する内容につきましては、閲覧の年月日、申出者の氏名・住所、利用目的の概要、閲覧に係る選挙人の範囲になります。令和４年度におきましては、７件の閲覧の申出がありました。内容につきましては政治活動に関するものが２件、世論調査に関するものが４件、統計調査に関するものが１件となっております。

○　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表につきまして、選挙人名簿と同じく公表するということで公職選挙法に規定されているところでございますけれども、令和４年度におきましては在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申し出はございませんでした。

委員長　　　　報告に対する質疑

佐藤福委員　　　同じ申出者が２回閲覧しているのはどうしてか。

主任主事　　　　最初の閲覧において、対象とした選挙人の閲覧が時間内で終わらなかったため、２回目の申出があったものです。

その他質疑なし

報告のとおり承認

（議案第６号　一関市個人情報等保護管理規程の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて）

事務局長　　　議案の朗読

○　本案につきましては、一関市個人情報等保護管理規程の制定につ

いて、地方自治法施行令第137条第１項の規定により委員会を招集する暇がないと認め３月28日付での専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

一関市個人情報等保護管理規程の概要を説明いたします。個人情報保護につきましては、これまで各地方公共団体においては各々で定める個人情報保護条例に基づき行ってきましたが、令和３年度に個人情報保護法が改正され、市町村の個人情報保護制度についても個人情報保護法に一本化されるという取扱いとなりました。これに伴いまして、市では個人情報の保護等に関する条例を先般の２月通常会議に提案しまして、議決、公布となったところであります。個人情報保護制度の根拠につきましては、各市町村の条例から個人情報保護法に変わることになりますが、制度の基本的な考え方や取扱いについてはこれまでと変わりがないところであります。

本訓令につきましては、個人情報の保護等に関する条例あるいは個人情報保護法の運用の部分の細部について規定するものでありまして、市全体で統一的な取扱いとするために、市長部局のほか各行政委員会、公営企業を含めた合同訓令ということで制定をするものであります。

各条文の主旨を説明いたします。

第１条はこの訓令の趣旨を定めるものでありまして、この訓令においては個人情報及び死者の情報等の保護管理に関し必要な事項を定める旨の規定をしております。

第２条は定義でありまして、本訓令で用いる用語の定義について規定をしております。

第３条は情報セキュリティ責任者等の設置ということで、個人情報保護の総括にあたる者である最高情報セキュリティ責任者、その職務代理を行う統括情報セキュリティ責任者、それから各課において情報セキュリティの管理を行う情報セキュリティ管理者の設置について規定をしております。

第４条は情報セキュリティ管理者による個人情報等の適正管理ということで、情報セキュリティ管理者が適正に個人情報等を保護すべき旨や、利用目的以外の目的のために個人情報を利用する場合の記録の義務等について規定をしております。

第５条は事前協議ということで、同一の実施機関内において他の

部署が所有する個人情報等を利用する場合や、市長部局と行政委員会のように他の実施機関が所有する個人情報等の提供を受ける場合には最高情報セキュリティ責任者に事前協議を行う旨を規定しております。

第６条は外部提供の可否の通知でありまして、個人情報等の外部提供の可否について通知を行う場合には最高情報セキュリティ責任者の承認を得るということを規定しております。

第７条は特定個人情報の移転等に係る報告でありまして、特定個人情報とはマイナンバーを内容に含む個人情報になりますが、その情報を実施機関内で移した場合や他の実施機関に提供した場合の報告について規定をしております。

第８条は開示決定に係る期限でありまして、個人情報等の開示請求があった場合の開示決定の期限を開示請求のあった日から14日以内と規定しております。

第９条は補則であります。

附則の第１項について、施行期日は令和５年４月１日とするものであります。これは地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の改正の施行期日に合わせたものであります。

附則の第２項について、今回の一関市個人情報等保護管理規程の制定に伴い、従前の一関市個人情報保護管理規程は廃止するものであります。従前の一関市個人情報保護管理規程は、廃止しました一関市個人情報保護条例に基づいて設置されていた規程になります。

附則の第３項は経過措置であります。

金今壽信委員　　法改正に伴うものであって、内容に大きな変更はないのか。

事務局長　　ありません。

その他質疑なし

委員長　　原案のとおり可決

（議案第７号　選挙人名簿から抹消すべき者について）

事務局長　　議案の朗読

○　令和５年４月１日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消

するものです。内訳は、死亡した者、男87人、女99人の合計186人、転出後４箇月を経過した者、男46人、女50人の合計96人を合せた男133人、女149人の合計282人を抹消し、令和５年４月１日現在の名簿登録者数は、男45,763人、女48,943人の合計94,706人となります。

委員長　　　議案に対する質疑

質疑なし

委員長　　　原案のとおり可決

（議案第８号　在外選挙人名簿から抹消すべき者について）

事務局長　　議案の朗読

○　在外選挙人名簿に登録された者につきましては、国内の市町村において新しく住所を定めた日から４箇月経過後には在外選挙人名簿から抹消する旨公職選挙法第30条の11に規定されております。

これまでの在外選挙人名簿登録者数につきましては、男35人、女29人の合計56人であります。今回の該当者は男７人、女１人の合計８人となりますので、令和５年４月６日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男28人、女28人の合計56人となります。

委員長　　　議案に対する質疑

質疑なし

委員長　　　原案のとおり可決

委員長　　　閉会